なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十二ただし書	同条第三項の規定により組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表以外の部分	第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	この法律	離婚時みなし組合員期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）の規定により標準報酬	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	当該標準報酬の改定又は決定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第二項の規定により標準報酬	当該標準報酬の改定又は決定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第二項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第一項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第百十五条第一項	前条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第百十四条の二	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定

なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表以外の部分	第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（養配偶者みなし被保険者期間（第九十三条の十第一項に規定する旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）を含む。）の規定	この法律	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項各号及び第三項各号中「組合員期間」とあるのは「旧国共済施行日前期間」とする。この場合において、同条第二項
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬	当該標準報酬の改定又は決定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第二項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第一項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第百十五条第一項	前条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第百十四条の二	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定

なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表以外の部分	第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（養配偶者みなし被保険者期間（第九十三条の十第一項に規定する旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）を含む。）の規定	この法律	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	この法律及び適用する改正後厚生年金保険法第四十六条（平成二十七年経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項各号及び第三項各号中「組合員期間」とあるのは「旧国共済施行日前期間」とする。この場合において、同条第二項
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項上欄	第七十九条第二項第一号	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄	標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十一の表第七十一号の項下欄	標準期末手当等の額（第九十三条の九第二項の規定により読み替えられた改正前の第九十三条の十一の表第七十一号の項中欄に掲げる標準期末手当等の額と、同項の規定により決定された標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬	当該標準報酬の改定又は決定
なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第二項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定	なお効力を有する改正前国共済法第九十三条の十四第一項	前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	なお効力を有する改正前国共済法第百十五条第一項	前条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第百十四条の二	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を	なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三第三項	標準報酬をそれぞれ標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とみなした額を	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定

第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬	第七十九条第四項	第七十九条第四項	五十円	五十銭	第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	第七十九条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	百円	一円	第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項	第七十九条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	百円	一円	第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項	第七十九条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	百円	一円	第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第六項	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項又は適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項